

# 23. 大府市

## 要望事項回答

### 【1】自治体の基本的あり方について

No.	要望内容	回答
①	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください	〔広域〕今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
②	各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなつても、市町村独自に施策を継続実施してください	国への要望に関しましては、国の動向を見ながら検討していきます。また、市単独による施策の継続に関しましては、昨今社会経済の変化が著しく、先の見通しが不透明な中にあって、限られた財源を有効に配分することが今後ますます求められますので、今まで以上に市民ニーズや総合計画に沿った順位付けに基づいて、施策を実施していきます。
③	税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください	行政サービスの制限は、各補助金等の交付要綱等で規定しています。

### 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

①	低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	〔広域〕知多北部広域連合において独自の減免制度を実施いたしております。 保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
②	低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	〔広域〕同上

##### (3) 新基準による要介護認定について

ア	10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください	〔広域〕10月からの見直しに伴い、認定調査時において、調査員が本人・家族からより細かく内容を聞き取り、認定の判定に反映できるよう研修会を通じレベルアップすることに努めます。
イ	要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください	〔広域〕各市町介護保険担当課・各包括支援センター及び居宅介護支援事業所に当広域連合の「介護保険利用ガイド」を配布しております。窓口等で介護保険についてのご相談の際には、利用ガイドでご説明をお渡ししております。なお、保険料の説明を中心とした介護保険制度のパンフレットについては、65歳以上の方に送付いたします。
ウ	認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください	〔広域〕8月24日厚生労働省主催による説明会が行われ広域連合管内の事業所が多数参加されました。また、その他、審査会委員・各包括支援センター等に改正についての資料を提供しております。
④	特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	〔広域〕知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。また、国の介護基盤の緊急整備特別対策事業により、さらに計画の上乗せ分の施設整備も県と調整中です。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	<p>〔広域〕 第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。研修につきましては、研修支援事業が行われております。</p> <p>また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。</p>
--	---

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。	対象者の状態に応じて、安否確認及び栄養補給を兼ね、最大週7日間、夕食を配達しています。料金の変更はしていません。会食（ふれあい）方式は、各地区民生委員協議会で年に数回実施しています。
(2) 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。	
ア 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援	70歳以上の方に、市巡回バスが無料で乗ることできる「ふれあいバス70」を交付しています。
イ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充	高齢者が気軽に集うことのできる集いの場（ふれあいサロン）の初期整備に要する費用への補助、及び運営に要する助成をしています。

## (3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	〔広域〕 普通障害者に対しては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象といたします。 特別障害者については、すでに実施済みです。
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	〔広域〕 すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。

## 2. 高齢者医療などの充実について

① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください	後期高齢者医療の被保険者の方は、前年の所得に応じて、窓口での負担割合や、一ヶ月の自己負担限度額が変わります。非課税世帯の方は、課税世帯の方に比べて低い自己負担額になっておりますので、後期高齢者福祉医療費対象者の拡大予定はありません。
② 70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください	平成22年3月末まで、国の施策により2割負担が1割に据え置かれていますが、4月以降に2割負担になった場合でも、大府市独自で1割分を助成する予定はありません。
③ 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください	資格証明書については現在、発行していません。また、将来も滞納者に対してきめ細かい納付相談を行い、発行については慎重に判断する予定です。
④ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください	65歳以上の方の障害者医療費助成については、県内統一で適用していません。大府市独自での適用は考えておりません。

⑤	肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください	予防接種法に明確に位置づけられた後に、市において実施を検討していきます。
---	----------------------------	--------------------------------------

### 3. 子育て支援について

①	中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください	平成19年10月より実施しています。
②	妊娠婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください	市では、既に妊娠婦健診14回、産婦健診1回、妊娠婦歯科健診1回を助成しています。 超音波検査は厚生労働省の通知に示されている内容の実施については、県内で統一した形で実施できるよう各自治体及び関係機関と検討していきます。
③	ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください	予防接種法に明確に位置づけられた後に、市において実施を検討していきます。
④	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけではなく市町村の窓口でも受け付けてください	現在のところ基準額につきましては、変更する予定はありません。 現在も就学援助の申請につきましては学校だけでなく教育委員会の窓口でも対応をしています。

### 4. 国保の改善について

#### ① 保険料（税）について

ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。	一般会計からの繰り入れを適正に見込んだ上で、平成20年度に保険税の改定を行いました。ますます厳しい財政状況のため、保険財政に余裕はありませんが、厳しい雇用情勢を踏まえ、失業等による収入激減に対する減免制度を一部拡充しました。なお、保険税の低所得者軽減制度がございますので、申し添えます。
イ	少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という制度がございます。そのため、所得割、資産割、均等割、平等割の負担をしていただいております。
ウ	前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはございません。なお、保険税の低所得者軽減制度がございますので、申し添えます。
エ	所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはございません。なお、保険税の低所得者軽減制度がございますので、申し添えます。

#### ② 保険料（税）滞納者への対応について

ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	国民健康保険は、被保険者間で国民健康保険税を負担していただき、公平性、公正性を保ち運営がなされています。資格証明書は、国民健康保険税の収納を図るひとつの方針です。また、子ども、母子家庭等、心身障害者、精神障害者の医療費助成の対象者には、資格証を交付しません。なお、資格証明書の発行実績はありません。
イ	保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。	有効期間6ヶ月以内の保険証を交付しています。

ウ	保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。	国民健康保険税の納税に関しましては、本人との納税相談や申出により分割納税などの方法を取り入れております。したがって、加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえは行っておりません。
③	一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。	生活保護基準額の1.2倍を超える1.3倍以下の世帯に対しては、徴収猶予となっております。また、毎年、広報の国民健康保険特集号にて、周知しております。

## 5. 障がい者施策の充実について

①	障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。	国の制度による低所得者対策への助成制度が実施されていますので、市独自の減免制度は現在のところ考えていません。
②	市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。	当市は、精神障害者の地域活動支援センターの利用料金を無料としています。 日常生活用具給付や移動支援については、軽減措置として、市民税非課税世帯については5%負担とし、月額上限も国制度と同様に設定しています。市独自にそれ以上の利用料軽減を行う予定はありません。
③	親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。	グループホーム・ケアホームには、現在建設時とその後の運営に対して補助制度があります。今のところ、さらに市独自に補助する予定はありません。

## 6. 健診事業について

①	特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。	特定健診については、市国民健康保険加入者については集団健診として、無料で実施しています。 がん検診については、受益者負担として一部自己負担金をいただいております。 歯周疾患健診については歯の健康への意識の向上のために、国の基準よりも多く35～70歳まで5歳ごとの年齢の方に、個別医療機関委託で無料で実施しています。
②	40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。	39歳以下の方には、集団での健康診査の際、無料で健診を受けていただいている。
③	歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。	歯周疾患健診は節目の年齢の方に、個別医療機関委託で無料で実施しています。対象の方には毎年、個別通知をしています。

## 7. 生活保護について

①	憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。	面接時は申請権の妨害をしないよう留意しています。また、生活保護適用については資産調査等を経た後に決定していますが、申請時及び決定から支給までの間に生活費が不足すると思われる場合は、社会福祉協議会の福祉資金貸付を紹介しています。
②	愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。	稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することはありません。

③	そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。	国の基準を満たした職員数を配置しています。
---	-------------------------------	-----------------------

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

1. 国に対する意見書・要望書

①	宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
②	後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。	同上
③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようしてください。	同上
④	義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。	同上
⑤	消費税の引き上げは行わないでください。	同上
⑥	社会保障費 2200 億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。	同上
⑦	障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。	同上
⑧	介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。	同上

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①	後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	同上
---	---	----

②	後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
③	70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。	同上
④	後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	同上
⑤	子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。	同上
⑥	国民健康保険への県の補助金を増額してください。	同上
⑦	精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	同上
⑧	障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。	同上

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①	愛知県に健康診査事業への補助を行うよう に要請してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
②	低所得者に対する独自の保険料および一部 負担金の減免制度を設けてください。	同上
③	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証 明書の発行は行わないでください。	同上
④	後期高齢者の意志が十分反映できる制度的 保障として、後期高齢者の代表を含む後期 高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置 してください。	同上